

## 被災者等就労支援・雇用創出推進会議

## 1. 目的

東北地方太平洋沖地震の被災者等の就労の支援・雇用創出を促進するため、総合的な対策を策定し、強力な推進を図る。

## 2. メンバー（当面）

座 長 小宮山厚生労働副大臣

事務局長 小林厚生労働大臣政務官

事務局長 津川国土交通大臣政務官

総 務 省大臣官房地域力創造審議官

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

農林水産省農村振興局長

農林水産省水産庁長官

国土交通省住宅局長

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官

国土交通省総合政策局長

経済産業省大臣官房地域経済産業審議官

経済産業省中小企業庁長官

環 境 省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

# 被災者等就労支援・雇用創出推進会議の位置づけ

## 緊急災害対策本部

本部長 内閣総理大臣  
副本部長 防災担当大臣  
官房長官  
総務大臣  
防衛大臣

本部員 全閣僚、危機管理監ほか

## 被災者生活支援特別対策本部

本部長 松本防災担当大臣  
本部長代理 片山総務大臣  
仙谷官房副長官  
副本部長 平野内閣府副大臣(事務局長兼務)

## 被災者等就労支援・雇用創出推進会議

座長 小宮山厚生労働副大臣  
事務局長 小林厚生労働大臣政務官  
事務局長 津川国土交通大臣政務官

総務省	大臣官房地域力創造審議官
厚生労働省	職業安定局長
厚生労働省	職業能力開発局長
農林水産省	農村振興局長
農林水産省	水産庁長官
国土交通省	住宅局長
国土交通省	大臣官房建設流通政策審議官
国土交通省	総合政策局長
経済産業省	大臣官房地域経済産業審議官
経済産業省	中小企業庁長官
環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

被災者等就労支援・雇用創出推進会議  
運営方法

- (1) 本推進会議は、厚生労働副大臣が関係省庁の参集を求めて開催する。
- (2) 本推進会議の議事及び資料については、別に座長の判断で、非公開とすることができる。
- (3) 本推進会議は、別に幹事会を設けることができる。
- (4) 本推進会議の庶務は、厚生労働省職業安定局雇用政策課において行う。